

(書式 1 - 5)

離婚後、子との面接交渉権の行使の方法について合意する場合の合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で次のとおり合意した。

第 1 条 甲乙は協議離婚することに合意し、乙において〇〇市役所に離婚届を提出するものとする。

第 2 条 甲乙間の長男〇〇の親権者を乙とする。

第 3 条 乙は、甲が甲乙間の長男〇〇と次のとおり面接することを認める。面接の際には、甲が乙宅に長男〇〇を迎えに行き、帰宅の際には甲が乙宅に送り届ける方法により行う。

(1) 毎月第 2 土曜日午前〇時から午後〇時までの間。甲乙及び長男〇〇において第 2 土曜日が不都合な場合は、代替日を甲乙双方が協議して定める。

(2) 上記(1)のほか、甲宅に宿泊を伴う面接を毎年 8 月と 1 2 月に各 1 回、当日午前〇時から翌日正午までの間。具体的な面接日については、甲乙双方の協議の上定める。

第 4 条 甲乙の住所や長男〇〇の教育状況等環境の変化が生じた場合は、双方協議の上、前条の面会日時、方法を変更できるものとする。

以上の合意成立の証として、本合意書 2 通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

(第3条)

最近、離婚に伴い親権を失った親から子供への面接権が話し合われる場合が増加している。相手方より要求があった場合応じる必要があることから、離婚の際は、この程度の具体的条件を取り決めておいた方が後々の紛争を予防し得る。

(第4条)

この面接権は、親のために決められるものでなく、あくまで子供のできる限り正常の成育を目的とする。そのため、子供自身の教育等を含めた生活環境に変化が生じた場合は、当然面接方法等の変更が協議されるべきである。また、この協議が困難な場合は、それだけを目的とした家事調停も受け付けられる。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。